

組合規約一部変更の公告について
(総選挙の期日見直しに伴う議員任期の変更)

健康保険組合の総選挙の期日見直しに伴う議員任期の変更について、令和6年7月30日に行われた第181回組合会にて決議、令和6年9月4日付で近畿厚生局の認可を得たため、下記のとおり当組合規約の一部を変更したので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告します。

(変更内容)

組合規約を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。

附 則 (令和6年9月4日付近厚発0904第18号認可)
この規約の改正は、認可の日から施行する。

令和6年9月9日
関西電力健康保険組合
理事長 坂田 道哉

新旧条文対照表

新	旧
(議員の任期) 第7条 議員の任期は、2年とする。 2. 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。<u>ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u> 3. 議員に欠員を生じたため、あらたに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。 4. 議員の定数に変更を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。 (準備金以外の積立金の保有方法) 第49条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第<u>10</u>号および第<u>12</u>号の方法により保有しなければならない。 附 則 この規約の改正は、認可の日から施行する。	(議員の任期) 第7条 議員の任期は、2年とする。 2. 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。 3. 議員に欠員を生じたため、あらたに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。 4. 議員の定数に変更を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。 (準備金以外の積立金の保有方法) 第49条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第<u>11</u>号および第<u>13</u>号の方法により保有しなければならない。